

平成 2 6 事業年度業務実績報告書

【第3期中期目標期間】平成25年度～平成29年度

自 平成26年 4月 1日
至 平成27年 3月31日



独立行政法人空港周辺整備機構

I 業務運営に関する報告

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に
関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 業務運営の効率化に関する事項・・・・・・・・・・・・ 18
3. 財務内容の改善に関する事項・・・・・・・・・・・・ 29
4. その他業務運営に関する重要事項・・・・・・・・・・・・ 37

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 業務の確実な実施 ①再開発整備事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(1) 業務の確実な実施

騒防法に基づく以下の事項について、国と密接な連携を図り、将来の事業見込み等にも留意しつつ、確実・適正な執行を行うことにより、福岡空港の周辺環境対策を進めること。

また、機構が行う福岡空港の周辺環境対策について、今後、国管理空港に係る空港運営の民間委託等が進められ、福岡空港につき民間委託等を行うこととなる際に、実施主体の検討が行われる中で、機構は業務の適正かつ円滑な実施を確保するための進め方の検討を行うこと。

- ① 再開発整備事業については、空港周辺のまちづくりの観点から、引き続き、既存貸付物件の修繕や維持管理を中心に適切に実施すること。

【中期計画】

(1) 業務の確実な実施

福岡空港の周辺地域における環境対策として、国と密接な連携を図り、将来の事業見込み等にも留意しつつ、以下の事業について確実・適正な執行を図ります。

また、機構が行う周辺環境対策について、今後、国管理空港に係る空港運営の民間委託等が進められ、福岡空港につき民間委託等を行うこととなる際に、実施主体の検討が行われる中で、機構は業務を適正かつ円滑に進めるための方策の検討を行います。

① 再開発整備事業

空港周辺のまちづくりの観点から、引き続き、既存貸付物件の修繕や維持管理を中心に適切に実施します。

【年度計画】

(1) 業務の確実な実施

① 再開発整備事業

次の取組を行い、事業を着実に推進します。

- イ 騒音斉合施設の資産価値の維持及び安全の確保を図るため、修繕などの維持管理を適切に実施します。
- ロ 事業継続性の確保を図るため、騒音斉合施設賃借人と面談を行うなど、経営状況の把握に取り組みます。
- ハ 事務処理の効率化を図るため、引き続き貸付物件に係る電子資料の充実を図り、関係者間の円滑な情報の共有に努めます。

年度計画における目標設定の考え方

騒音斉合施設の定期巡回や賃借人との面談などによる情報収集により施設の劣化状況及び賃借人の経営状況を把握することで、事業の継続を着実に実施するとともに、事務処理の効率化に努めることとする。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

＜既存物件の劣化状況等の把握、計画的な維持管理・修繕＞

取組内容	成果、効果
○ 全ての騒音斉合施設について、毎月、定期巡回を行うとともに、適宜現地にて賃借人と面談を行うことで、コミュニケーションの強化を図り信頼関係の構築に努めつつ、施設の劣化状況の把握及び資産価値の維持に努めた。	○ 定期巡回等により、施設の劣化状況を迅速に把握し、事故を未然に防止するとともに、賃借人から申し出のあった箇所について、17件（昨年度7件）の修繕や改修工事を速やかに行った。修繕箇所が増え、結果的に支出は増加したものの適切な維持管理に努めることにより、施設の資産価値を維持することができた。 ○ このうち、大規模施設である大井その1（ナフコ）については、駐車場スロープ、屋上照明、エスカレータ及び消防設備等の修繕を行ったほか、平成23年度に施設の点検等を行って作成した「騒音斉合施設大井その1点検及び修繕計画」を踏まえて、現地調査や賃借人からの施設状況のヒアリングを行い、必要な改修工事を実施した。

＜賃借人の経営状況把握、空き施設の状況＞

取組内容	成果、効果
○ 全ての騒音斉合施設について、毎月、定期巡回を行うとともに、適宜賃借人と面談を行ったり、月次報告を求めるなどして賃借人とのコミュニケーションの強化を図り信頼関係の構築に努めつつ、経営状況の把握に努めた。 ○ 社会経済情勢の悪化を理由に平成21年4月分から賃貸料を減額していた賃借人1件について、経営状況の改善が見られたことから、賃借人と減額解除の協議を行った。 ○ 平成26年10月末に解約となり空き物件となった施設1件について、賃借人の募集を行った。	○ 賃借人と直接面談などを行うことにより、経営状況をより正確に把握することができ、賃貸料の滞納や退去のリスクに備え、事業継続性の確保を図ることができた。 ○ 面談などを通じコミュニケーションの強化を図り信頼関係の構築に努めていることもあり、賃貸料減額解除の協議を円滑に行うことができた。 ○ 募集の結果、新たな賃借人と契約することができ、平成27年2月から貸付を行っている。 ○ 貸付施設42件について、平成27年3月末時点での空き施設はない。

＜事業の健全性＞

取組内容	成果、効果
○ 毎月の定期巡回や賃借人からの月次報告などにより経営状況の把握に努め、賃貸料の滞納や退去のリスクに備えた。	○ 平成27年3月末時点での賃貸料の滞納はない。 ○ 収支状況については、施設の修繕等が増えたことにより、支出が前年度に比して増加しているが、下表のとおり収支率86.9%と高い水準にあり、事業の健全性は保たれている。

【再開発整備事業の空き施設状況及び収支状況】

	保有施設	うち空き施設 (年度末現在)	事業収入 (A)		業務支出 (B)		収支率 (B/A)
				回収率	業務支出	借入金償還等支出	
平成25年度	42件	0件	625,764,226円	100%	407,984,808円	108,587,924円	82.6%
平成26年度	42件	0件	644,066,628円	100%	461,068,288円	98,876,580円	86.9%

※事業収入には消費税を含む。(H25:5%、H26:8%)

※収入・支出は予算執行(支出決定額)による

収入:固有事業収入のうち業務収入のみ

支出:固有事業勘定のすべて

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

<事務処理の効率化>

取組内容	成果、効果
○ 継続事業については貸付物件資料のデータベース修正・更新を適時に行い、関係者が情報を共有するなど、これまでの取組を着実に実施している。	○ 関係者間で情報の共有化が進み、事務を効率的に行うことができた。

<暴力団排除の取組>

取組内容	成果、効果
○ 暴力団等排除の取組として、平成26年度に新たに入居した転借人1件、後継賃借人1件に対して暴力団等に関わりがないか国を通じて福岡県警に照会を行い問題がないことを確認しており、適切に対応している。 なお、残りの全賃借人については、過年度に照会済みである。	○ 照会の結果、暴力団に関わりがないことが分かり、健全に事業を継続することができた。

(1) 業務の確実な実施 ②民家防音工事補助事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

- ② 民家防音工事補助事業については、騒防法に基づく国からの補助事業として、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進すること。

【中期計画】

② 民家防音工事補助事業

次の取組を行い、事業を着実に推進します。

- イ 関係自治体の広報誌等への事業案内の掲載やパンフレット等の配布により情報提供を行い、円滑な事業執行に努めます。
- ロ 事務処理の効率化等を図ります。

【年度計画】

② 民家防音工事補助事業

次の取組を行い、事業を着実に推進します。

- イ 円滑な事業執行を図るため、関係自治体と緊密な連携を図ります。具体的には、関係自治体担当者との会議を開催し、事業の制度周知や情報の共有を図ります。また、自治体広報誌等への事業案内の掲載やパンフレット等の配布により住民への事業制度の周知を図るとともに、事業に関する問い合わせや相談などに対して懇切丁寧な対応を行います。
- ロ 事務処理の効率化を図るため、引き続き防音工事システムの的確な運用に努めるとともに、申請書類の簡素化などの見直しを行います。

年度計画における目標設定の考え方

関係自治体と緊密な連携を図り、事業制度の周知及び円滑な事業執行を図るとともに、事務処理の効率化や住民サービスレベルの向上に努めることとする。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

<事業実施状況>

取組内容	成果、効果
○ 民家防音工事補助事業については、申請・相談等に対し適切に対応し、円滑な事業の実施に向けて取り組んだ。 (実施件数等は下表のとおり)	○ 防音工事は住民からの相談が4件あったが、相手方の都合により、申請には至らなかった。 ○ 空調機器更新工事は、319件497台実施し、空港周辺住民の生活環境の改善に資することが出来た。

<予算執行状況>

平成26年度 予算執行状況

区 分	予 算		実 績		不用額(千円)	執行率(%)
	件数・台数	金額(千円)	件数・台数	金額(千円)		
防音工事 (未実施)	4件	9,270	0件	0	9,270	0
防音工事 (告示日後)	2件	5,900	0件	0	5,900	0
更新工事①	260台	37,700	124台	10,878	26,822	28.9%
更新工事① (告示日後)	13台	1,885	5台	438	1,447	23.2%
更新工事②	202台	29,290	212台	20,179	9,111	68.9%
更新工事② (告示日後)	155台	22,475	153台	15,559	6,916	69.2%
更新工事③	18台	2,610	3台	258	2,352	9.9%
事務費		14,522		8,646	5,876	59.5%
合 計	654	123,652	497	55,958	67,694	45.3%

○不 用

(主な理由)

防音工事について、相談はあったものの相手方の都合により申請に至らず、結果的に実績が0件であったこと。また、更新工事①において、計画台数に対し世帯員の減少等により申請台数が減少したことによる。

(内訳)

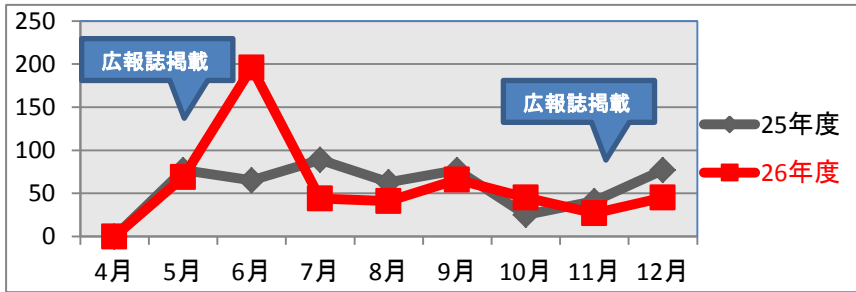
- ・防音工事の減 約 15,000千円
- ・更新工事①の減(260台→124台) 約 27,000千円

<関係自治体との連携等による事業の広報及び情報提供>

取組内容	成果、効果
○ 関係自治体の担当者を対象に、福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議(平成26年4月15日)を開催し、事業の概要・制度等の説明及び質疑応答を行った。 ○ 関係自治体が発行している広報誌へ事業案内の記事を2回掲載するとともに、関係自治体窓口においてパンフレットの配布を行った。また、新たにチラシを作成し、地域住民の方々の目に触れる機会が増えるよう事業対象区域内の公民館へ配布するなど、更なる事業の広報に努めた。	○ 毎年、事業の概要・制度等の説明及び質疑応答を行うことで、事業の受付窓口の担当者に事業制度や手続き方法等について理解を深めていただき、円滑な事業執行を行うことが出来た。 ○ 広報誌による事業案内後は、申請件数が増え、一定の効果が見られた。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

【月別更新工事申請受付件数の推移】



＜苦情、相談等への対応＞

取組内容	成果、効果
○ 平成26事業年度において514件の問い合わせ等があり、迅速かつ適切な対応に努めた。	○ 苦情や問い合わせ等へ適切に対応することにより、円滑に事業を遂行することができた。なお、16件の方から直接感謝の言葉をいただいた。

【参考：問い合わせ集計表】(H26年度)

○問い合わせ等の相手・内容別件数、割合

区分		H26	
問い合わせ等の相手	1 国県市町	68	13.2%
	2 本人・親族等	326	63.4%
	3 家主・管理者等	111	21.6%
	4 その他(工事業者など)	9	1.8%
	計	514	100.0%
問い合わせ等の内容	1 対象室・台数の確認	207	40.3%
	2 制度説明	236	45.9%
	3 修理業者の紹介	29	5.6%
	4 その他	42	8.2%
	計	514	100.0%

※問い合わせ等については、その都度対応し解決済みであり、継続案件はありません。

○月別件数推移

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H26	48	74	62	79	15	25	40	64	49	19	20	19	514

＜事務処理の効率化＞

取組内容	成果、効果
○ 実施した工事関係書類を電子化して防音工事システムと連動させることにより、住民からの問合せに迅速に対応できるようにしている。	○ 事務処理時間の短縮及びサービスレベルの向上を図ることができた。
○ 申請書類の見直しを行い、分かりやすい表現に修正するなど、申請者の負担軽減及び誤記入防止を図った。	

(1) 業務の確実な実施 ③移転補償事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

- ③ 移転補償事業については、騒防法に基づく事業として、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進すること。

【中期計画】

③ 移転補償事業

次の取組を行い、事業を着実に推進します。

- イ 移転対象物件の照会や申請、境界画定、建物撤去等に至るまでの数々の相談に対し、申請者に対して懇切、丁寧な対応を行い、円滑な事業執行に努めます。
- ロ 事務処理の効率化等を図ります。

【年度計画】

③ 移転補償事業

次の取組を行い、事業を着実に推進します。

- イ 円滑な事業執行を図るため、移転対象物件についての照会や申請、境界画定、建物撤去等に至るまでの数々の相談などに対して懇切丁寧な対応を行います。また、新たに申請手続きを分かりやすく解説した「しおり」を作成し申請者に配布します。
- ロ 事業制度の周知を図るため、関係自治体と緊密な連携を図り、自治体広報誌等への事業案内の掲載やパンフレット等の配布により情報提供を行います。
- ハ 事務処理の効率化を図るため、土地測量、土壤汚染状況調査及び不動産鑑定評価等の各種調査、並びに申請者との契約交渉などのスケジュール管理を的確に行います。

年度計画における目標設定の考え方

移転対象物件の照会や申請、境界画定、建物撤去等に至るまでの数々の相談に対して懇切丁寧な対応を行うとともに、手続きを分かりやすく解説した「しおり」を申請者に配布するなど、円滑な事業執行を図ることとする。

また、関係自治体の広報誌等を活用した事業制度の周知や事務処理の効率化に努めることとする。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

<事業実施状況>

取組内容	成果、効果
○ 上半期において集中的に土地測量、建物調査、土壌汚染状況調査及び不動産鑑定評価を実施し、その結果に基づき、契約予定月を定め契約交渉を進めることにより、円滑かつ効率的に事業を実施した。 (実施件数等は下表のとおり。)	○ 申請者ごとのスケジュールを作成し、申請者と進捗状況を確認しながら移転計画を進めた結果、翌年度への繰り越し案件もなく、予定していた物件は全て年度内に移転を完了することができた。 また、申請者からは、速やかに売買契約を結べたことについて、評価をいただいた。

【移転補償事業実施状況】

平成27年3月末現在

番号	物件の所在地	区域	実測面積 (㎡)	建物補償対 象物件	契約 予定	契約月	備考
1	福岡市博多区月隈3丁目	2	184.72	—	12月	12月	
2	福岡市博多区西月隈4丁目	2	481.46	—	3月	3月	
(3)	福岡市博多区西月隈5丁目	2	206.68	○	7月	7月	繰越
(4)	福岡市博多区西月隈5丁目	2	—	—	7月	7月	繰越、借家人
(5)	福岡市博多区西月隈5丁目	2	—	—	7月	7月	繰越、借家人
(6)	福岡市東区筥松2丁目	2	232.92	○	11月	11月	繰越
(7)	福岡市東区郷口町	2	150.52	○	11月	11月	繰越
(8)	福岡市東区社領2丁目	2	129.06	—	11月	11月	繰越
(9)	福岡市博多区立花寺2丁目	2	67.12	—	12月	12月	繰越
(10)	福岡市博多区月隈5丁目	3	264.43	—	12月	12月	繰越
(11)	福岡市博多区月隈3丁目	3	470.62	○	H26.3月	H26.3月	繰越（翌償）
計			2,187.53				

<予算執行状況>

○平成26年度の契約実施状況

区 分	予算			実績			翌年度繰越額 (千円) ③	不用額(千円) ①-②-③	執行率 (%)
	件数	土地面積(㎡)	金額(千円) ①	件数	土地面積(㎡)	金額(千円) ②			
土地の買入れ	6	8,200.90	1,579,292	2	548.58	143,101	0	1,436,191	9.1%
建物等の移転補償 (6件の内3件)				(2件の内0件)					
前年度からの繰越	9	1,572.07	416,400	9	1,638.95	401,012	0	15,388	96.3%
移転補償事業計	15	9,772.97	1,995,692	11	2,187.53	544,113	0	1,451,579	27.3%

※建物の延床面積については、公簿と実測面積の乖離が大きいため、土地取得分のみ表記。

○不 用

(主な理由)

移転を希望していた大規模物件申請予定者が、借家人との退去交渉が決裂したことにより移転を断念したため。

(内訳)

・申請取り下げに伴う差金など 約 1,451,579千円

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

<申請等に係る事前の照会・相談の対応状況>

取組内容	成果、効果
○ 移転補償事業の可否に関する照会や、申請者に対する移転補償完了（境界画定や建物撤去等）に至るまでの数々の相談に対し、迅速かつ適切な対応を行った。 また、申請手続きを分かりやすく解説した「しおり」を新たに作成し活用することで、円滑な事業執行に努めた。	○ 事前の相談や、申請者からの問い合わせなど61件に対し、手続きを分かりやすく解説した「しおり」を活用して説明するなど、適切に対応した結果、円滑に年度内の事業を推進することができた。

【参考：照会・相談の内訳】

対象の有無	移転計画	相続	境界画定	撤去	撤去業者 斡旋	その他	計
44 件	7 件	1 件	3 件	3 件	0 件	3 件	61 件

※照会・相談については、その都度対応し解決済みであり、継続案件はありません。

<事務処理の効率化>

取組内容	成果、効果
○ 複数の物件の土地測量、建物調査、土壌汚染状況調査及び不動産鑑定評価を集中的に発注した。 ○ 交渉、境界確認等を複数件同日に行うことにより、業務時間の短縮・交通費の削減を図った。 ○ 各業務のスケジュールを擦り合わせることで、業務時間の短縮を図った。	○ 各種調査等を集中的に発注することにより、事務の効率化を図った。 ○ 全体スケジュール管理を着実に行うことにより、経費の削減及び業務時間の短縮を図り、円滑かつ効率的に事業を推進することができた。

<広報及び情報提供>

取組内容	成果、効果
○ 関係自治体が発行している広報誌へ事業案内の記事を掲載するとともに、新たにチラシを作成し、地域住民の方々の目に触れる機会が増えるよう事業対象区域内の公民館へ配布するなど、更なる事業の広報に努めた。	○ 移転補償事業の周知を図った結果、移転補償対象地外の地権者からも問い合わせがある等、広報による効果がみられた。

(1) 業務の確実な実施 ④緑地造成事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

- ④ 緑地整備については、騒防法に基づく事業として、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進すること。

【中期計画】

④ 緑地造成事業

第三種区域における緩衝帯としての緑地整備について、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進します。

【年度計画】

④ 緑地造成事業

次の取組を行い、事業を着実に推進します。

- イ 買収済みの土地約0.3haについて造成・植栽を実施します。
- ロ 事務処理の効率化を図るため、設計業務及び工事のスケジュール管理を的確に行います。また、施工管理資料について、簡素化を検討します。

年度計画における目標設定の考え方

地域の実情に配慮しつつ、計画的に緑地の造成・植栽を行うとともに、事務処理の効率化に努めることとする。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

<事業実施状況>

取組内容	成果、効果
○ 国が移転補償跡地として買収した土地について、国からの委託を受け、年度計画どおり約0.3ha（2,907㎡）の造成・植栽を着実に実施した。	○ 緩衝緑地帯を整備することで、緑地がもつ、騒音及び排気ガスの低減・緩和機能や修景機能により、周辺住民の生活環境の改善に寄与することができた。

※福岡空港周辺における緑地等において、開放型の公園等については自治体が整備しております。機構が整備する緑地は周辺住民から治安・管理に対する要望も踏まえ、国との委託契約に基づき閉鎖型として進めております。

<予算執行状況>

区 分	予 算			実 績			不用額（千円）	執行率（％）	備 考
	件数	面積（ha）	金額（千円）	件数	面積（ha）	金額（千円）			
緑地造成事業	2	0.29	52,817	2	0.29	24,317	28,500	46.0	計画されていた事業は100％執行

○不 用

（主な理由）

測量設計業務及び緑地造成工事において、予定価格を大幅に下回る低入札での契約となり、入札差金が発生したため。

なお、低入札については、低入札価格調査を行った結果、緑地造成が計画どおり実施されることを確認済み。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

<地元及び関係機関との調整>

取組内容	成果、効果
○ 測量設計時に地元自治会と3回、造成した緑地の管理者となる空港事務所と2回の調整を行い、また、緑地造成工事時に地元自治会及び空港事務所との調整を各1回行い、意見や要望の把握に努めた。	○ 設計及び工事に係る調整を綿密に行い、地元及び管理者の意見等を反映させることにより、事業を円滑かつ着実に推進することができた。

【年間実施状況】

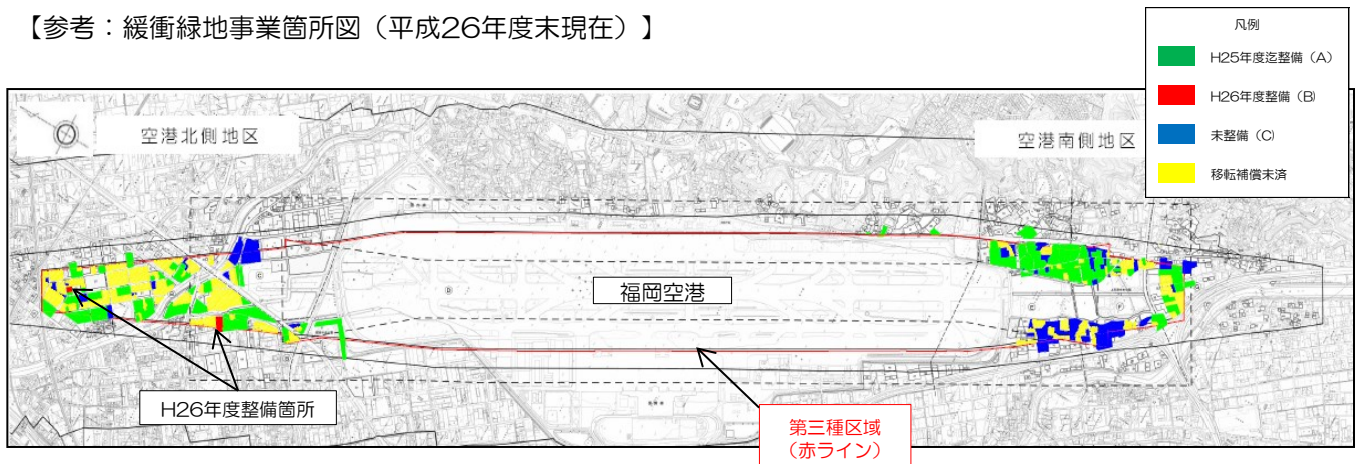
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
地元調整		◎事業説明	◎測量設計説明		◎設計協議				◎工事説明			完成報告◎
空港事務所調整			◎測量設計説明		◎設計協議				◎工事説明			完成報告◎
緑地造成事業			← 測量設計業務 →					← 緑地造成工事 →				

* 1 マスが約1週間となります。

<事務処理の効率化>

取組内容	成果、効果
○ 設計業務のチェックリストを作成し、検討項目の漏れ防止及び作業工程の進捗状況の把握を行い、適切な管理に努めた。	○ 設計図書の品質が確保されるとともに、業務時間の短縮が図られ、業務を確実かつ効率的に執行することができた。

【参考：緩衝緑地事業箇所図（平成26年度末現在）】



(単位: ha)

移転補償跡地 面積 (Q) ※1	緑地整備面積		合 計 (A+B)	進捗率 (H26年度迄) (A+B) / (Q)	緑地未整備面積 (C)=(Q)-(A+B)
	H25年度迄 (A)	H26年度 (B)			
26.11	17.61	0.29	17.90	68.6%	8.21

※1 移転補償跡地面積 (Q)は、平成26年度末時点の移転補償跡地全体面積から、公園や再開発整備等に利用されている面積を除いた値。

(2) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 ①国及び関係自治体との連携

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、空港と周辺地域の共生に資するため、次の措置を講ずること。

① 国及び関係自治体との連携

空港周辺環境対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう国及び関係自治体との十分な意思疎通を図るための体制の確保を図ること。

【中期計画】

(2) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

空港と周辺地域の共生に資するため、地元の要望も踏まえつつ、次の取組を行います。

① 国及び関係自治体との連携

イ 出資者である国・県・市及び関係自治体で構成する「連絡協議会」の開催や業務の調整及び意見交換のための会議の開催等を通じて、十分な意思疎通を図ります。

ロ 機構が行う周辺環境対策の見直し等にあたって、国との密接な連携のもと、関係自治体と十分な意思疎通を図ります。

【年度計画】

(2) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

① 国及び関係自治体との連携

イ 福岡空港周辺環境対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう、国及び関係自治体で構成する「連絡協議会」や業務の調整及び意見交換のための会議等を通じて、国及び関係自治体との十分な意思疎通を図ります。

ロ 機構が行う周辺環境対策の見直し等にあたって、国との密接な連携のもと、関係自治体と十分な意思疎通を図ります。

年度計画における目標設定の考え方

国及び関係自治体と十分な意思疎通を図るため、「連絡協議会」等の会議を開催するほか、国や自治体が主催する会議等を活用して業務の調整及び意見交換を行うことにより、福岡空港周辺環境対策事業を円滑かつ効果的に実施することとする。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

<連絡協議会>

空港周辺対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう「連絡協議会」を2回開催し、平成25事業年度事業実績及び平成26事業年度事業実施状況等の説明を行うとともに、機構を取り巻く情勢についての意見交換を行い、機構に対する理解を深めていただくなど、関係機関との意思疎通と連携の強化を図ることができた。

また、平成26年度においては特に、通則法改正に伴う業務方法書の変更について文書による協議を行うとともに、会議の場においても改めて説明を行い、内部統制強化等における取り組みについて理解を深めていただいた。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

○1回目（H26.8.29）の議題

（１）平成25事業年度事業実績及び評価（２）平成26事業年度事業実施状況（３）平成27事業年度予算概算要求（４）独立行政法人制度改革関連法案の骨子（５）事業概要パンフレットの紹介

○2回目（H27.3.27）の議題

（１）平成26事業年度事業実施状況（２）平成27年度計画（案）（３）平成27事業年度予算実施計画（案）（４）独立行政法人空港周辺整備機構業務方法書の変更（５）平成27年度航空局関係予算決定概要

＜連絡協議会以外の会議＞

「連絡協議会」以外にも国や関係自治体等との会議に参加し、機構を取り巻く情勢や今後の福岡空港における周辺環境対策などについて、意見交換及び情報の共有を行い、円滑な事業の推進に向けて意思疎通と連携の強化を図った。

○連絡協議会以外の関係自治体等との会議と出席団体等

- ・福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議（関係自治体^{（※）}、機構）

開催 1回（H26.4.15）

→事業対象地域の関係自治体担当者に対し事業の概要・制度等の説明及び質疑応答を行い、制度・手続き方法等について深く理解していただいた。

（※）関係自治体・・・福岡県、福岡市、大野城市、春日市、太宰府市、志免町、粕屋町

- ・福岡空港周辺における課題等に関する意見交換会（分科会）（国、福岡県、福岡市、機構）

開催 2回（H26.9.4、H27.3.24）

→福岡空港周辺のまちづくり（移転補償跡地活用策）に関して、今後の課題等について意見交換及び情報の共有を図った。

- ・福岡空港のまちづくり（移転補償跡地活用策）等に係るWG（国、福岡県、福岡市、機構）

開催 1回（H26.5.26）

→福岡空港周辺のまちづくり（移転補償跡地活用策）に関して、今後の課題等について担当者レベルでの詳細な意見交換及び情報の共有を図った。

- ・地域対策協議会総代会（福岡空港地域対策協議会、国、福岡県、福岡市、福岡空港ビルディング（株）、機構 他）

開催 1回（H26.5.11）

→地域対策協議会の活動報告や質疑応答などを通じ、国や機構等に対する要望を把握するとともに、関係行政機関と情報の共有を図った。

- ・上臼井・下臼井特別委員会（上臼井・下臼井地区の自治会、国、福岡県、福岡市、福岡空港ビルディング（株）、機構 他）

開催 2回（H26.6.27、H27.2.6）

→福岡空港に隣接する地域の自治会に対し、地域に関連した空港整備事業等を説明・報告する場に参加し、関係行政機関と情報の共有を図った。

- ・福岡空港公害対策協議会との事務協議（福岡空港公害対策協議会、国、福岡県、福岡市、機構）

開催 2回（H26.11.6、H26.11.21）

→公害対策協議会と関係行政機関（国、県、市）との協議に出席し、国や機構等に対する要望・要求を把握するとともに、関係行政機関と情報の共有を図った。

(2) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 ② 広報活動の充実

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

② 広報活動の充実

機構が担う空港周辺環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性を確保する観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報に努めること。

【中期計画】

② 広報活動の充実

機構の事務・事業の運営状況について、透明性を確保する観点から、より一層の広報の充実に努めます。

- イ 公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供、毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報などを適切に公表します。
- ロ ホームページの内容について、利用者にわかりやすい表現を心がけ、常に最新の情報に更新します。
- ハ 関係自治体と連携を図り、パンフレットの配布・自治体広報誌への情報掲載等の広報活動を行います。

【年度計画】

② 広報活動の充実

機構の事務・事業の運営状況について、国民に対する確かな情報を積極的に提供し、透明性を確保します。

- イ ホームページにて、公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供及び毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報などを適切に公表します。
- ロ ホームページについて、常に最新の情報に更新します。また、情報の正確性を確保するとともに、国民がより理解しやすい内容への見直しを行います。
- ハ 関係自治体と連携を図り、パンフレットの配布及び自治体広報誌への情報掲載等の広報活動を行います。

年度計画における目標設定の考え方

機構が担う空港周辺環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、ホームページを活用し公表することにより、業務運営の透明性を確保することとする。

関係自治体と連携を図り、パンフレットや自治体広報誌を活用し地域住民へ情報提供するとともに、ホームページやパンフレットの内容については、情報の正確性の確保、国民が理解しやすい内容への見直しを適宜行うことで、一層の広報活動の充実に努めることとする。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

<ホームページ>

- 平成25事業年度の財務諸表、業務実績評価結果、公共工事に係る発注情報や契約結果情報などの公表を速やかに行うことにより事業運営の透明性を確保している。

【参考：平成26年度におけるホームページの掲載状況】

■独立行政法人通則法に基づく公表

- ・H26.4.1 平成26年度計画
- ・H26.4.24 「環境物品等の調達の推進を図るための方針」（平成26年度）
- ・H26.7.1 役職員の報酬・給与等の水準の公表（平成25年度給与水準）
- ・H26.9.19 平成25事業年度業務実績報告書、平成25事業年度評価調書
- ・H26.9.22 財務情報（平成25年度）

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

■各種事業

- ・H26.4.11 移転補償に関する税制特例のお知らせ
- ・H26.4.14 空気調和機器更新工事における申込締切日のお知らせ
- ・H26.4.14 民家防音工事における申込締切日と工事スケジュールのお知らせ
- ・H26.4.14 民家防音事業における説明パンフレットの掲載（平成26年度版）

■契約関係

- ・独立行政法人空港周辺整備機構契約事務取扱細則に基づく発注情報の公表（入札公告・開札結果）
- ・平成26年度公共工事の発注見通し
- ・契約結果の情報
- ・平成26年度契約監視委員会の審議概要
- ・平成25年度における随意契約見直し計画のフォローアップ

- ホームページの改善にあたっては、独立行政法人評価委員会分科会において指摘のあった事項について、当機構内の「ホームページの充実等に関する検討会」で見直しの検討を行い、改修を行った。

【主な改修】

- ・トップページの「空港周辺整備機構とは」のページ内容が分かりづらかったため、目的、設立経緯及び事業内容を簡潔にまとめたページを詳細説明の前のページに挿入。
- ・空気調和機器更新工事のQ & Aに、申請書類がホームページからもダウンロードできる旨を追記。
- ・各ページからトップページへ戻るボタン（パンくずリスト）をページ左上に表示。

＜パンフレットの配布＞

- 事業概要パンフレットを3,000部製作し、このうち1,800部について、連絡協議会の自治体窓口での配布を依頼し、住民への周知を図った。

＜自治体広報誌への情報掲載状況＞

- 民家防音工事の助成について上・下半期に1回ずつ、また、移転補償事業についても上半期に1回、それぞれ関係自治体の広報誌に掲載を行うとともに、新たにチラシを作成し、地域住民の方々の目に触れる機会が増えるよう事業対象区域内の公民館へ配布するなど、更なる事業の広報に努めた。

(2) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 ③地域への啓発活動

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

③ 地域への啓発活動

空港と周辺地域の共生を図るため、次の取組を行い、地域の理解を得るよう努めます。

- イ 環境学習や見学の要望があった場合は適切に対応します。
- ロ 空港で開催されるイベントや国及び関係自治体で構成する「連絡協議会」等の場を活用し、積極的に啓発活動を行います。

【年度計画】

③ 地域への啓発活動

- イ 教育機関等からの環境学習や見学の要望に適切に対応するとともに、福岡空港に近接する小中学校へ環境学習受入の働き掛けを行うなど、福岡空港周辺環境対策への理解を得るよう努めます。
- ロ 福岡空港周辺環境対策事業についての地域住民の関心を高め、また、理解を得るため、「空の日」をはじめとする空港に係る各種行事や「連絡協議会」を活用し、啓発活動を行います。

年度計画における目標設定の考え方

福岡港周辺環境対策事業についての地域住民の関心を高め、また、理解を得るため、教育機関等の要望に対して環境学習や見学会を実施するとともに、「空の日」などの空港関係行事や「連絡協議会」を活用した啓発活動を実施することとする。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

<環境学習・見学の受入>

- ホームページに掲載している「校外学習」の募集案内について、出前講座の実施についても案内するとともに、ご案内・申込が分かりやすい内容となるよう見直しを行った。
- 教育機関が行う環境学習の機会を通じて、空港周辺環境対策及び機構の事業についての理解を深めていただくため、福岡空港周辺の4つの中学校を訪問し募集活動を実施した。校外学習の申込みがあった席田中学校について、8月には2年生14名、2月には1年生6名を対象に、資料・スライドによる説明と緑地造成事業及び再開発整備事業の現地見学を実施した。
なお、参加生徒へのアンケート結果は、概ね好評であった。

<啓発活動>

- 福岡空港で開催された「空の日」のイベント（平成26年10月12日開催）に参画し、イベント来場者に対し、機構のパンフレット及びノベルティを配布し、啓発活動を行った。

(2) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

④ 地域住民のニーズの把握

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

④ 地域住民のニーズの把握

機構に寄せられた質問・意見については、整理・分析を行い、地域住民のニーズの把握に努めます。

【年度計画】

④ 地域住民のニーズの把握

次の取組を行い、地域住民のニーズの把握に努めます。

イ ホームページやパンフレット等を活用し、国民からの意見を募集します。

ロ 事業対象者に対するアンケート調査の実施について検討します。

ハ 機構に寄せられた質問・意見について適切に対応を行うとともに、整理・分析を行います。

年度計画における目標設定の考え方

ホームページやパンフレット等を活用した国民からの意見募集や、事業対象者へのアンケート調査の実施について検討を行い、地域住民のニーズの把握に努めることとする。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

【ご意見・ご提案及びお問合せ】

- ホームページに「機構へのご意見・ご提案」及び「お問合せ」窓口を設けて意見募集を行った。
平成26年度においては3件の問合せが寄せられ、これらについては適切に対処した。

※主な問合せ内容：・移転補償跡地に関すること

・航空機に対する騒音苦情（2件）

- 機構のパンフレットの裏表紙に「ご意見・ご提案募集」について大きく表示し、関係自治体の住民窓口において住民へ配布することにより、幅広く意見等の募集を行った。
- 移転補償事業の可否に関する照会があった際に、同制度を知った理由の聞き取りを行った。
（主な理由：市の広報誌、親・親戚などから聞いた 等）

【地域住民等とのコミュニケーション】

- ホームページによる意見はなかったが、地域住民の方々や各種団体と日頃から業務を通じてコミュニケーションを図っており、その中で得た意見等を反映しながら業務を遂行している。

2. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 組織運営の効率化

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）（以下「見直しの基本方針」という。）等で示された事務・事業の見直し及び組織の見直し等を踏まえ、以下の取組を行うことにより、組織のスリム化及びコスト削減等を推進し業務運営の効率化を図ること。

(1) 組織運営の効率化

福岡空港の周辺環境対策に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに、見直しの基本方針を着実に実行すること。

また、将来の事業見込み等にも留意しつつ、効率的な事業執行を図るための組織・定員の見直しを行うこと。

【中期計画】

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）等で示された事務・事業の見直し及び組織の見直し等及びこれまでの取組を継続して行うことにより、組織運営及び業務運営の効率化を推進して事業の進捗を図ります。

(1) 組織運営の効率化

福岡空港の周辺環境対策に係る社会的ニーズに的確に対応するため、機動的かつ柔軟な組織運営を図るものとし、中期目標期間の最終年度までに、次の取組を行い、組織・定員の見直しを図ります。

- イ 専門職種の有機的な連携及び組織の効率化を図るために、現在の事業三課体制を二課体制へ見直します。
- ロ 管理業務の効率化を図ることにより、管理要員の定員を見直します。
- ハ 将来の事業見込み等にも留意しつつ、更なる組織運営の効率化に努めます。

【年度計画】

(1) 組織運営の効率化

- イ 事業三課体制を二課体制へ見直すために必要となる専門職種の有機的な連携及び組織の効率化の方策について検討を行います。
- ロ 管理要員の定員を見直すための方策について検討を行います。
- ハ 将来の事業見込み等にも留意しつつ、更なる組織運営の効率化の可能性について検討を行います。

年度計画における目標設定の考え方

事業三課体制の二課体制へ見直し及び管理要員の定員の見直しについて、平成25年度に立ち上げた検討会において、引き続き検討を進めることとする。また、将来の事業見込みや機構を取り巻く情勢の変化に留意しつつ、更なる組織運営の効率化の可能性について検討を行うこととする。

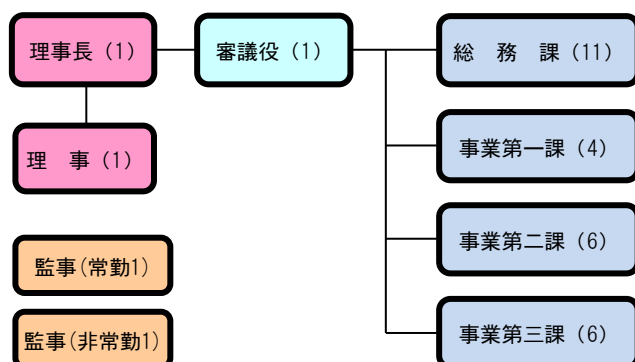
当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 引き続き、課の統合・再編、管理要員の体制の見直し及び更なる組織運営の効率化の可能性について検討を行い、将来の事業見込や機構を取り巻く状況の動向に留意しつつ、見直しのアウトラインとなる組織改正案を策定するための検討に取り組んだ。
- 各業務の「見える化」を図るため事業課事務室の仕切りを取り外しワンフロアー化するとともに、再開発整備事業に係る既存物件の修繕や維持管理を適切に実施する観点から、専門職種の技術力をより有効に活用すべく、事業第一課の機械・建築職員を事業第二課の業務と兼務させ、事業第二課が実施している騒音斉合施設の改修工事等においての仕様書の作成や積算業務に関し、専門的なアドバイスを行うなど、専門職種の有機的な連携を図った。

【参考：現在の組織図】

平成26年度
(平成27年3月31日現在)

理事長	1
理事	1
監事(常勤・非常勤)	2
職員	28
合 計	32



※平成24年7月の旧大阪国際事業本部廃止以降変更なし

(2) 人材の活用

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 人材の活用

福岡空港の周辺環境対策に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、職員の能力開発の促進により、組織の一層の活性化を図ること。

【中期計画】

(2) 人材の活用

- イ 人材の活用については、出資者である国及び地方公共団体との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保します。
- 外部講師による研修の実施や外部研修への参加等により、職員の能力開発を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図ります。

【年度計画】

(2) 人材の活用

- イ 出資者である国及び地方公共団体と綿密な人事調整を行い、事業運営に必要な専門的能力及び知識を有する人材の確保に努めます。
- 職員の能力開発を促進するため、内部研修を実施するとともに、外部研修等へも積極的に職員を参加させます。

年度計画における目標設定の考え方

福岡空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な人材を確保するため、出向元と綿密な人事調整を行うこととする。また、職員の能力開発促進のために必要な研修の機会の確保に努めることとする。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

<人事調整>

- 事業運営に必要な専門的能力及び知識を有する人材を確保するため、出資者である国（航空局）及び地方自治体（福岡県・福岡市）と、適時人事調整を行った。特に大井その1の計画的な修繕工事を円滑に実施するため、福岡市に対し事務職に替えて電気技術職員の派遣を要請していたところ、平成26年度より配置（振替）された。
- 女性登用への取組については、政府の方針を踏まえ、役員及び管理職計9名中1名の目標を設定し、管理職への登用について、出向元となる国及び地方自治体に対し人事調整を実施した。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

＜研修の実施＞

○ 内部研修としては平成26年5月21日に新規採用（出向）職員研修（参加者14名）を行い、新規出向者が機構の概要・各課の事業概要など、新人としての基本的な知識を学習した。

また、平成26年10月8日に男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスに関する研修（参加者28名）を、平成26年10月22日にはアサーション（自分も相手も大切にしたい自己表現）に関する研修（参加者27名）を行い、それぞれ基本的な知識を学習した。

さらに、平成27年1月21日に人権・同和研修（参加者26名）を行い、人権施策・同和対策に対する基本的な知識を学習するなど、職員のスキルアップ・意識改善を図った。

なお、研修の効果把握に関するアンケートを行った結果、概ね研修内容に満足との意見で、自身の知識や能力の向上に役立ったとの回答であり、研修の趣旨である職員のスキルアップ・意識改善に一定の効果が見られた。

○ 上記研修以外にも、外部機関が開催している研修へ積極的に職員を派遣し、職員のスキルアップと意識改善を図った。

【外部研修への派遣】14研修

No	研 修 名	期間	主催者等
1	独立行政法人セミナー ～リスクマネジメント体制の構築～	4/17	あずさ監査法人
2	行政の玄人セミナー	6/17	福岡市総務企画局 人事部人材育成課
3	独立行政法人向けエグゼクティブ向け最新動向 とマネジメントセミナー	7/28	新日本有限責任監査法人
4	キャリア形成支援研修	8/19	福岡市総務企画局 人事部人材育成課
5	公文書管理研修Ⅰ	9/10	国立公文書館
6	独立行政法人実務担当者向け財務会計研修	9/17～19	あずさ監査法人
7	空港環境対策関係担当者会議	10/8～10	一般財団法人 空港環境整備協会
8	平成26年度九州地区行政管理・評価セミナー	11/17	総務省九州管区行政評価局 第一部管理官室
9	企業会計[応用]研修	12/8～12	国土交通大学校
10	独立行政法人財務会計セミナー ～独立行政法人会計基準の改訂動向～	12/24	あずさ監査法人
11	独立行政法人内部統制セミナー	1/21	有限責任監査法人トーマツ
12	独立行政法人セミナー ～業務方法書改定に伴って求められる対応～	2/4	あずさ監査法人
13	平成26年度評価・監査中央セミナー	2/18	総務省行政評価局 企画課人材育成室
14	「女性が輝く明日のために」フォーラム	3/8	西日本シティ銀行

(3) 経費の効率的な執行 ①事業費の抑制

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(3) 経費の効率的な執行

① 事業費の抑制

事業費について、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成24年度の福岡空港事業本部分）比で5%程度に相当する額を削減すること。

【中期計画】

(3) 経費の効率的な執行

① 事業費の抑制

事業費について、事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成24年度の福岡空港事業本部分）比で5%以上に相当する額を削減します。

【年度計画】

(3) 経費の効率的な執行

① 事業費の抑制

事業費について、引き続き事業執行方法の効率的かつ合理的な執行に努め、中期計画で定められた削減率の達成を目指します。

年度計画における目標値設定の考え方

事業費の抑制については、これまで民家防音工事補助事業の定額制の導入や業務執行方法の効率化などによる削減に努めてきたところであるが、中期計画の達成を目指して、引き続き効率的かつ合理的な執行を図り、事業費の抑制に努めることとする。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

- 事業費については、引き続き適正な競争入札に向けた取組を行うなど効率的な事業の執行に努めてきたことにより、各事業について予算を削減しているが、移転補償事業においては、大規模物件の申請が見込まれていたことから予算額が増加しており、全体の予算は平成24年度に比し3.8%の増額となった。
なお、移転補償事業の大規模物件の申請が申請予定者の都合により断念されたため、決算額では結果的に60.4%の減額となっている。
- 平成27年度の予算要求においては、平成24年度に比し26.6%の減額とした。

(単位：千円)

事業名／年度	24年度（比較対象年度）		26年度				不用額
	予算額	決算額	予算額	決算額	対24比		
					予算額比	決算額比	
民家防音事業	168,875	57,321	123,652	55,958	▲26.8%	▲2.4%	67,694
移転補償事業	1,325,852	1,214,380	1,579,292	143,101	19.1%	▲88.2%	1,436,191
緑地造成事業	56,828	26,563	52,817	24,317	▲7.1%	▲8.5%	28,500
再開発整備事業	498,113	326,112	371,106	358,762	▲25.5%	10.0%	12,344
業務外支出	98,220	95,259	101,846	98,877	3.7%	3.8%	2,969
合 計	2,147,888	1,719,635	2,228,713	681,015	3.8%	▲60.4%	1,547,698

【中期計画の削減率】前中期目標期間の最終年度（平成24年度の福岡空港事業本部分）比で5%以上。

- ※ 前年度からの繰越、管理勘定への繰入は含まない。
- ※ 予算額・決算額合計については、端数処理の関係で合致しない場合がある。
- ※ 平成24年度の予算額及び決算額は、大阪国際空港事業本部分を除く。

- 事業費全体での不用額は約1,547百万円となっており、主な理由としては移転補償事業において大規模物件申請予定者と借家人の退去交渉が決裂し申請を断念したことなどによる不用約1,436百万円、民家防音事業の更新工事①において世帯員の減少等により申請台数が減少したことによる不用約27百万円である。
- 経費節減効果としては、一般競争契約に積極的に取り組んだ結果、入札差金として約31百万円の節減を図ることができた。

(3) 経費の効率的な執行 ②一般管理費の抑制

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

② 一般管理費の抑制

一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成24年度の福岡空港事業本部分）比で15%程度に相当する額を削減すること。

【中期計画】

② 一般管理費の抑制

一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成24年度の福岡空港事業本部分）比で15%以上に相当する額を削減します。

【年度計画】

② 一般管理費の抑制

一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、引き続き業務の見直し及び簡素化を推進するなど業務運営の効率化を図ることにより、中期計画で定められた削減率の達成を目指します。

年度計画における目標値設定の考え方

中期計画の達成を目指して、引き続き業務の見直しや簡素化、事務経費の削減などに取り組むことにより、一般管理費の抑制に努めることとする。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

- 一般管理費については、引き続き事務所費の節減や旅費の節減に努めることで、平成24年度に比し14.4%に相当する予算額を削減した。なお、決算額では0.1%の削減となっている。

（単位：千円）

事業名／年度	24年度（比較対象年度）		26年度				不用額
	予算額	決算額	予算額	決算額	対24比		
					予算額比	決算額比	
物件費	96,620	64,267	82,675	64,226	▲14.4%	▲0.1%	18,449

【中期計画の削減率】前中期目標期間の最終年度（平成24年度の福岡空港事業本部分）比で15%以上。

※ 平成24年度の予算額及び決算額は、大阪国際空港事業本部分を除く

- 一般管理費全体での不用額は約18百万円となっている。

【主な取組】

- ・事務諸費の節減（購入備品の精査、空調機の適正な温度管理の徹底等）
- ・パック旅行の推進による旅費の節減 など

(4) 契約の見直し

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(4) 契約の見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図ること。

【中期計画】

(4) 契約の見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）を踏まえて取り組んできましたが、引き続き適正な契約執行及び情報公開の充実に努め、競争性及び透明性の確保を図ります。

【年度計画】

(4) 契約の見直し

契約については、引き続き「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）を踏まえた取組を行い、競争性及び透明性の確保を図ります。

- イ 随意契約について、引き続き「随意契約等見直し計画」（平成22年5月策定）に沿った取り組みを実施し、その取り組み状況を公表します。
- ロ 一般競争入札等の競争性のある契約について、引き続き仕様書等の見直し・入札参加要件の緩和・入札結果の公表等を実施し、競争性・透明性が十分に確保されるよう努めます。
- ハ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について重点的にチェックを受け、その結果を公表します。

年度計画における目標設定の考え方

平成21年11月に閣議決定された「独立行政法人の契約状況の点検・見直し」に基づき、当機構において策定した「随意契約等見直し計画」に沿った取り組みを実施しており、随意契約は平成20年度から真にやむを得ないもののみとし、一般競争入札における一者応札・応募は平成22年度以降0件としている。平成26年度においても引き続き同様の取り組みを実施することとする。

また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）等を踏まえ、競争契約を含めた契約の適正化・透明性の確保に向けた取り組みを引き続き実施することとする。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 平成22年5月に「随意契約等見直し計画」を策定し、同計画に沿った取組みを平成26年度においても引き続き実施した。
- 平成26年6月に「契約監視委員会」を開催し、平成25年度に締結した競争性のない随意契約及びその点検対象となる契約について、「随意契約等見直し計画」の取組内容を含めて報告し、点検を受けたが契約監視委員会から特段の意見表示、勧告等はなかった。また、その点検結果については平成26年8月にホームページに公表した。

「随意契約等見直し計画」の取組状況

1. 「随意契約等見直し計画」と平成26年度に締結した契約の状況

(単位：円)

契約区分	見直し計画 (H22.5策定)		平成25年度		平成26年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(78.1%) 50	(81.3%) 193,808,683	(62.5%) 10	(80.2%) 69,270,600	(64.8%) 11	(85.0%) 83,108,640
福岡のみ	(65.4%) 17	(77.6%) 65,285,745	(62.5%) 10	(80.2%) 69,270,600		
企画競争・公募	(9.4%) 6	(3.6%) 8,697,150	(18.8%) 3	(8.3%) 7,131,900	(17.6%) 3	(5.0%) 4,860,144
福岡のみ	(23.1%) 6	(10.3%) 8,697,150	(18.8%) 3	(8.3%) 7,131,900		
競争性のある契約 (小計)	(87.5%) 56	(84.9%) 202,505,833	(81.3%) 13	(88.4%) 76,402,500	(82.4%) 14	(90.0%) 87,968,784
福岡のみ	(88.5%) 23	(88.0%) 73,982,895	(81.3%) 13	(88.4%) 76,402,500		
競争性のない 随意契約	(12.5%) 8	(15.1%) 36,017,560	(18.8%) 3	(11.6%) 9,997,239	(17.6%) 3	(10.0%) 9,847,660
福岡のみ	(11.5%) 3	(12.0%) 10,120,515	(18.8%) 3	(11.6%) 9,997,239		
合計	(100.0%) 64	(100.0%) 238,523,393	(100.0%) 16	(100.0%) 86,399,739	(100.0%) 17	(100.0%) 97,816,444
福岡のみ	(100.0%) 26	(100.0%) 84,103,410	(100.0%) 16	(100.0%) 86,399,739		

(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

2. 競争性のない随意契約の見直し状況

平成26年度における競争性のない随意契約は、次のとおり。

①事務所共益費(水道・ガス料金) ②事務所電気代 ③財務諸表の官報公告

3. 一者応札・一者応募に係る見直し状況

(1) 「随意契約等見直し計画」に基づく見直し内容 (2) 競争性のある契約に占める一者応札・一者応募の割合

- ① 仕様書等の見直し
- ② 入札参加要件の緩和
- ③ 公告期間の見直し
- ④ 落札決定から業務開始までの準備期間確保

年度	一者応札・応募／競争性のある契約	割合
平成25年度	1件 / 13件	7.7%
平成26年度	0件 / 14件	0.0%

4. 契約監視委員会等による点検等

(1) 契約監視委員会による点検

- 平成25年度分については平成26年6月に、また、平成26年度分については平成27年7月(予定)に、外部委員を含む契約監視委員会を委員長(常勤監事)が招集し、この委員会に対して上記の見直し内容を含め、競争性のない随意契約及びその他点検対象となる契約について報告し、点検を受けた。
- 点検の結果、契約監視委員会からの特段の意見表示、勧告等はなく、委員会から理事長に対して、「今回の審議を参考にしてより一層の競争性、透明性の確保に努められたい」旨の報告がなされた。
- 契約監視委員会における点検の結果については、平成25年度分を平成26年8月に当機構ホームページに公表しており、平成26年度分についても速やかに公表することとしている。

(2) 監事による監査

- 契約における事務手続については、所定の規程類の手順に基づき契約担当役までの処理を適正に行っており、定期的にチェックを受けている。
- 平成26年度における監事監査において、契約事務について特段の指摘はなく、その旨、監事から理事長に対して報告がなされている。

(5) 適切な内部統制の実施

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(5) 適切な内部統制の実施

内部統制については、更に充実・強化を図ること。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。

【中期計画】

(5) 適切な内部統制の実施

内部統制については、従前の取組を引き続き実施するとともに、「独立行政法人における内部統制と評価について」（総務省・独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書）等を参考として、次の取組について更に充実・強化を図ります。

- イ 業務運営方針の明確化、役職員による共有を図ります。
- ロ 定期的に業務実績や課題を整理し、改善を行います。
- ハ 内部監査の実施による業務の改善及び機構内コミュニケーションの活性化等を図ります。
- ニ 「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進します。

【年度計画】

(5) 適切な内部統制の実施

内部統制については、従前の取組を引き続き実施するとともに、次の取組について更に充実・強化を図ります。

- イ 業務運営方針の明確化、役職員による共有を図ります。
- ロ 定期的に業務実績や課題を整理し、改善を行います。
- ハ 内部監査の実施による業務の改善及び機構内コミュニケーションの活性化等を図ります。
- ニ 「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針等を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進します。

年度計画における目標設定の考え方

「独立行政法人における内部統制と評価について」（総務省・独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書）等を参考とし、引き続きこれまでの取組を行い、内部統制の更なる充実・強化を図ることとする。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

＜業務運営方針の明確化、役職員による共有＞

業務運営の方針等、重要事項の決定については、理事会を開催し審議を行っており、職員もオブザーバー参加できるようにしている。

また、原則毎月、役員、審議役、各課長で構成する役員懇談会において、役員に対し審議役、各課長か

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

ら事業の進捗状況及び実施予定を報告するとともに、役員との意見交換を行ったうえで、理事長から必要な指示や方針が示され、各課長は課内ミーティング等により、これら方針等の部下への周知を図っている。

このように、役員と職員との間で情報共有及び意思疎通を図るとともに、理事長のリーダーシップが発揮されている。

【理事会開催状況】

第61回理事会（平成26年6月12日開催）

- ・平成25年度決算について
- ・独立行政法人制度改革関連法案の成立について（報告事項）

第62回理事会（平成26年12月2日開催）

- ・独立行政法人空港周辺整備機構職員給与規程の改正について
- ・独立行政法人空港周辺整備機構役員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する達の改正について（報告事項）
- ・職員の期末手当及び勤勉手当支給細則の改正について（報告事項）

第63回理事会（平成27年3月4日開催）

- ・独立行政法人空港周辺整備機構業務方法書の変更について

第64回理事会（平成27年3月25日開催）

- ・独立行政法人通則法関連
基本理念及び運営方針について
業務方法書の変更に伴う新規規程等の整備について
- ・騒音斉合施設の一斉点検の実施について
- ・平成27年度計画について
- ・給与制度の総合的見直しに係る給与規程の改正
- ・平成27年度長期借入金償還計画について

<リスク管理>

- リスク管理については、機構の全ての業務について、内在するリスクの洗い出し、その評価、リスク回避対策の検討を行い、リスク管理表を作成し、同管理表に基づきリスク回避対策を適切に講じることにより、リスク発生の防止に努めている。また、リスク管理表については、毎年度見直しを行っており、平成26年度においても平成27年3月に見直しを実施した。
- リスク管理表及び機構の規程類は常に最新版をイントラネットに掲載し、役職員がいつでもすぐに確認することが出来るようにしており、コンプライアンスの維持に努めている。

<業務実績や課題の整理・改善>

- 平成26年6月12日に内部評価委員会を開催し、平成25事業年度の事業実績に対する内部評価を行った。
- 平成26年11月13日開催の内部評価委員会においては、平成25事業年度の事業実績評価結果を踏まえつつ、平成26事業年度上半期の進捗状況の把握を行い、当該結果を下半期以降の業務運営及び平成27年度計画策定に活用・反映した。

<内部監査の実施、コミュニケーションの活性化>

- 内部監査については、平成27年2月に、独立行政法人通則法の改正を踏まえた監査を実施し、業務が適切に行われているか、業務が効果的に行われ維持されているかを確認のうえ、問題点については是正を図り、お互い立場が異なる監査員と被監査側とで討議を多くすることにより組織内の透明性を高め、コミュニケーションの活性化を図った。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

＜監事監査、会計監査人による監査＞

○ 平成25事業年度決算等監事監査を平成26年5月15日から16日にかけて実施し、法令、内部規定等の遵守体制、リスク管理等の観点からも監査を行った。

なお、指摘事項はなかったが、監査における指導・助言に留意し、業務に取り組んだ。

○ 平成26事業年度上半期にかかる監事監査を平成26年11月に実施し、会計監査人による予備調査を平成26年12月、期中監査を平成27年2月にそれぞれ実施した。

＜管理会計の活用＞

○ 管理会計の活用状況については、固有事業、受託事業、その他事業に分類し収支管理を行っており、随意契約等見直し計画などの取り組みを着実に実施することにより、予算の効率的な執行を図ることができた。

○ 固有事業においては、安定的な業務収入の確保及び事業の効率的な執行により年度計画に基づく利益を確保することができた。

＜セグメント情報の開示＞

○ セグメント情報の開示については、独立行政法人発足時から固有事業、受託事業、その他事業に分類し収支管理を行っており、これらの区分に応じて、平成25事業年度の財務諸表において適切にセグメント情報の開示を行った。

＜情報セキュリティ対策＞

○ 情報セキュリティについては、サーバー設置時からファイアーウォールやウイルス対策ソフトを導入し、コンピューターウイルスの侵入防止の措置を図るとともに、サーバーの破損対策として予備のサーバーを設置しバックアップ機能を持たせており、これまで被害は出てない。

○ 情報漏洩の防止については、リスク管理表に項目を掲げ、不正がないよう管理している。

○ ネットワークシステムの管理運用についても、要領を設けシステムが適正に運用されるよう管理している。

＜内部統制システム＞

○ 内部統制における統制環境整備の一環として、まず機構の基本理念・運営方針を新たに策定し、機構の運営に関する基本的事項を再認識するとともに、全役職員に周知徹底し、各執務室に掲示した。

○ 独立行政法人通則法の改正を踏まえ、内部統制システム（役員（監事を除く。）の職務の執行が同法律、騒防法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制）を整備すべく、平成27年4月1日施行に向けた業務方法書の変更及び規程等の整備を行いつつ、役職員への周知・啓発活動を行った。

【取組内容】

- ・委員会の設置、規程等の整備

内部統制委員会、内部統制基本規程

リスク管理委員会、リスク管理規程

コンプライアンス委員会、コンプライアンス規程 など

- ・内部統制についての研修など役職員に対する啓発

3. 財務内容の改善に関する事項

(1) 予算、収支計画及び資金計画

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

4. 財務内容の改善に関する事項

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業において適切に計画し、健全な財務体質の維持を図ること。

【中期計画】

3. 予算、収支計画及び資金計画

本計画に従ったサービスその他業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画を別紙のとおり策定します。

【年度計画】

3. 予算、収支計画及び資金計画に関する年度計画

予算、収支計画及び資金計画を別紙のとおり策定します。

年度計画における目標設定の考え方

年度計画を実施するために必要な予算、収支計画及び資金計画を策定する。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 予算については、経費の抑制を図りつつ、効率的に適正な執行を図ることができた。
- 収支計画については、固有事業の安定的な業務収入の確保及び事業の効率的な執行により年度計画と比較して総利益が増加した。
- 資金計画については、固有事業の預かり金を効率的に運用するなど、適切な管理を行った。
資金管理については、毎月の預金残高を突合するとともに、会計監査法人及び監事監査の監査を受けるなど、適切な管理を行った。

平成26年度計画における予算・収支計画・資金計画

予算

(単位:百万円)

区 分	計画額(A)	実績額(B)	差額(B-A)
収入	3,072	1,489	△1,583
業務収入	644	644	0
補助金収入	176	131	△45
受託金収入	2,215	710	△1,505
負担金収入	34	2	△32
長期借入金等収入	-	-	-
雑収入	2	3	1
繰越金受入	-	-	-
支出	3,040	1,404	△1,636
固有事業	473	458	△15
受託事業	2,049	568	△1,481
その他事業	124	56	△68
人件費	313	258	△55
一般管理費	83	64	△19

(注) 計数は単位未満を四捨五入しているため合計が一致しないことがある。

【参考: 予算支出の内訳(支出決定ベース)】

(単位:千円)

科 目	予 算 額				執行済額	執行残額	執行率
	26年度予算額		流用等	予算現額			
		うち前年度繰越額					
固有事業勘定	472,952			472,952	457,639	15,313	96.8%
再開発整備事業費	371,106			371,106	358,762	12,344	96.7%
業務外支出	101,846			101,846	98,877	2,969	97.1%
受託事業勘定	2,048,509	416,400		2,048,509	568,430	1,480,079	27.7%
移転補償事業費	1,995,692	416,400		1,995,692	544,113	1,451,579	27.3%
緑地造成事業費	52,817			52,817	24,317	28,500	46.0%
その他事業勘定	123,652			123,652	55,958	67,694	45.3%
民家防音事業費	123,652			123,652	55,958	67,694	45.3%
管理勘定	395,283			395,283	322,401	72,882	81.6%
人件費	312,608			312,608	258,175	54,433	82.6%
一般管理費	82,675			82,675	64,226	18,449	77.7%
合 計	3,040,396	416,400		3,040,396	1,404,428	1,635,968	46.2%

(注1) 端数処理の関係で合計に合致しない場合がある。

(注2) 管理勘定には雑収入を含む。(予算額1,959千円、決算額2,074千円)

平成26年度計画における予算・収支計画・資金計画

収支計画

(単位:百万円)

区 分	計画額(A)	実績額(B)	差額(B-A)
費用の部	3,023	1,388	△1,635
経常費用	3,023	1,386	△1,637
業務費用	2,625	1,194	△1,431
固有事業	452	480	28
受託事業	2,049	626	△1,423
その他事業	124	88	△36
一般管理費	395	185	△210
人件費	313	129	△184
物件費	81	55	△26
減価償却費	1	1	0
財務費用	4	7	3
雑損	-	0	0
臨時損失	0	2	2
収益の部	3,084	1,508	△1,576
経常収益	3,084	1,508	△1,576
業務収入	644	649	5
受託収入	2,215	710	△1,505
補助金等収益	224	145	△79
財務収益	0	1	1
雑益	0	3	3
臨時利益	-	-	-
純利益	61	120	59
目的積立金取崩額	-	-	-
総利益	61	120	59

資金計画

(単位:百万円)

区 分	計画額(A)	実績額(B)	差額(B-A)
資金支出	3,425	3,530	105
業務活動による支出	2,953	1,255	△1,698
投資活動による支出	-	1,902	1,902
財務活動による支出	98	100	2
次期繰越金	374	273	△101
資金収入	3,425	3,530	105
業務活動による収入	3,072	1,480	△1,592
業務収入	644	644	0
受託金収入	2,215	703	△1,512
その他の収入	212	132	△80
投資活動による収入	0	1,800	1,800
財務活動による収入	-	-	-
前期よりの繰越金	353	251	△102

(注) 計数は単位未満を四捨五入しているため合計が一致しないことがある。

【参考:第3期中期計画の進捗状況】

■下表は、中期目標計画額に対する実績額の達成状況を表したものです。

[予算]

[百万円]

区 分	26年度 計画額	26年度 実績額	本中期目標 計画額	本中期目標 実績累計	進捗状況
収 入	3,072	1,489	12,572	3,841	31%
業務収入(再開発整備)	644	644	3,239	1,270	39%
補助金収入(民家防音)	210	132	1,354	265	20%
受託金収入(移転補償・緑地)	2,215	710	7,966	2,300	29%
長期借入金等収入	—	—	—	—	—
雑収入	2	3	12	6	50%
繰越金受入	—	—	—	—	—
支 出	3,040	1,404	12,346	3,646	30%
固有事業(再開発整備)	473	458	2,417	885	37%
受託事業(移転補償・緑地)	2,048	568	7,115	2,020	28%
その他事業(民家防音)	124	56	867	105	12%
人件費	312	258	1,532	511	33%
一般管理費	83	64	415	124	30%

(注) 計数は単位未満を四捨五入しているため合計が一致しないことがある。

【参考:第3期中期計画の進捗状況】

[収支計画]

[百万円]

区 分	26年度 計画額	26年度 実績額	本中期目標 計画額	本中期目標 実績累計	進捗状況
(費用の部)					
経常費用	3,023	1,386	12,208	3,602	30%
業務費用	2,625	1,194	10,248	3,221	31%
固有事業(再開発整備)	452	480	2,261	915	40%
受託事業(移転補償・緑地)	2,049	626	7,115	2,135	30%
その他事業(民家防音)	124	88	873	172	20%
一般管理費	395	185	1,943	366	19%
人件費	313	129	1,532	255	17%
物件費	81	55	406	108	27%
減価償却費	1	1	4	3	68%
財務費用	4	7	17	15	89%
雑 損	—	0	—	0	—
臨時損失	0	2	0	2	0%
(収益の部)					
経常収益	3,084	1,508	12,629	3,875	31%
業務収入(再開発整備)	644	649	3,239	1,279	39%
受託収入(移転補償・緑地)	2,215	710	7,966	2,300	29%
補助金等収益(民家防音・再開発整備)	224	145	1,417	292	21%
財務収益	0	1	6	1	22%
雑 益	0	3	0	3	—
臨時利益	—	—	—	—	—
純利益	61	120	421	271	64%
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—
総利益	61	120	421	271	64%

[資金計画]

[百万円]

区 分	26年度 計画額	26年度 実績額	本中期目標 計画額	本中期目標 実績累計	進捗状況
資金支出	3,425	3,530	14,572	7,147	49%
業務活動による支出	2,953	1,255	12,091	3,401	28%
投資活動による支出	—	1,902	—	3,012	—
財務活動による支出	98	100	459	210	46%
次期繰越金	374	273	2,022	524	26%
資金収入	3,425	3,530	14,572	7,147	49%
業務活動による収入	3,072	1,480	12,572	3,835	31%
業務収入(再開発整備)	644	644	3,239	1,273	39%
受託金収入(移転補償・緑地)	2,215	703	7,966	2,293	29%
その他の収入(民家防音)	212	132	1,366	269	20%
投資活動による収入	0	1,800	0	2,550	0
財務活動による収入	—	—	—	—	—
前期よりの繰越金	353	251	2,000	762	38%

(注) 計数は単位未満を四捨五入しているため合計が一致しないことがある。

（２）短期借入金の限度額

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

4. 短期借入金の限度額

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、４００百万円とします。

【年度計画】

4. 短期借入金の限度額

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、４００百万円とします。

年度計画における目標設定の考え方

予見し難い事故等による資金不足に対応するため、短期借入金の限度額を資本金と同額の４００百万円とする。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

短期借り入れの実績なし。

(3) 重要な財産の処分等に関する計画

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

5. 重要な財産の処分等に関する計画

該当ありません。

【年度計画】

5. 重要な財産の処分等に関する計画

該当ありません。

年度計画における目標設定の考え方

該当なし。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

該当なし。

(4) 剰余金の使途

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

6. 剰余金の使途

固有事業（再開発整備事業）に充てます。

【年度計画】

6. 剰余金の使途

固有事業（再開発整備事業）の業務運営に必要な経費に充てます。

年度計画における目標設定の考え方

剰余金が発生した場合、独立行政法人通則法第44条第1項に基づく積立金又は同条第3項に基づく目的積立金として整理することとなるが、積立金の使途としては「固有事業の業務運営に必要な経費」としている。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

平成25年度決算において発生した当期総利益については、独立行政法人通則法第44条第1項に基づく積立金として整理した。

平成26年度においても、安定的な業務収入の確保及び事業の効率的な執行により生じた当期総利益について、独立行政法人通則法第44条第1項に基づく積立金として整理することとしている。

【参考】

- 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（抄）
（利益及び損失の処理）

第44条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りではない。

2 （略）

3 独立行政法人は、第1項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第30条第1項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第2項第6号の剰余金の使途に充てることができる。

4・5 （略）

- 独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解（平成12年2月16日設定・平成22年10月25日改訂）（抄）

第74 通則法第44条第3項による承認の額

<参考> 経営努力認定の考え方について

- 1 利益の処分に関する書類における「独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けた額」（承認前にあつては「独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けようとする額」）は、当該事業年度における利益のうち独立行政法人の経営努力により生じたとされる額である。
- 2 上記1の額の処分先としては、独立行政法人自体の動機付け確保の観点から、主務大臣の承認を得て中期計画で定められることとなるが、独立行政法人の公的な性格により、その処分内容についてはいかなるものであっても認められるというものではなく、合理的な使途でなければならない。
- 3 「独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けた額」が、独立行政法人の経営努力により生じたものであることについては、独立行政法人が自らその根拠を示すものとする。
- 4 「独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けようとする額」は、以下のようなものであることが必要である。
 - (1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（「第24行政サービス実施コスト」に定める、業務費用から控除すべき収入をいう。）から生じた利益であつて、当該利益が独立行政法人の経営努力によるものであること。
 - (2) 費用が減少したことによる生じた利益であつて、当該利益が独立行政法人の経営努力によるものであること（中期計画等の記載内容に照らして本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる場合を除く。）。
 - (3) その他独立行政法人において経営努力によることを立証した利益であること。

4. その他業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する計画

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(1) 人事に関する計画

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。

また、総人件費の削減については、平成24年度に国家公務員給与の臨時特例に準じた措置を講じたところであるが、引き続き政府の方針を踏まえつつ適切に対応すること。

【中期計画】

(1) 人事に関する計画

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表します。

また、総人件費の削減については、平成24年度に国家公務員給与の臨時特例に準じた措置を講じましたが、引き続き政府の方針を踏まえつつ適切に対応します。

【年度計画】

(1) 人事に関する計画

給与水準については、今後とも国家公務員の給与に関する法律や人事院規則に準拠して適正な運用に努め、その取組状況を公表します。

年度計画における目標設定の考え方

給与水準については、既に国家公務員の俸給表及び手当と同様としている。今後とも国家公務員の給与に関する法律や人事院規則に準拠して適正な運用に努めるとともに、その取組状況を公表することとする。

当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

平成25年度より、機構独自の俸給表を国家公務員行政職俸給表（一）と同一としている。

当機構の対国家公務員指数の平成26年度実績は101.5となっているが、これは当機構の職員は本省からの出向者が多く、それに伴い地域手当の異動保障を受けている者が多いこと、また、高年齢層（48～51歳及び52～55歳）において、5名中2名が課長級の職員であり各手当を受給していることから、課長級に係る指数は114.8となっており、全体の指数が上回った要因となっている。

なお、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」（平成26年法律第105号）に基づき、当機構においても国の制度にあわせた見直しを行った。

【参考：対国家公務員指数】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
対国家公務員指数	106.6	106.6	109.9	113.8	105.8	101.5

給与水準の適正化にかかる取組状況

H26年度 of 取組状況

○ 給与規程の改正

1. 俸給表の見直し（国家公務員行政職俸給表（一）と同一の俸給表に見直し）
2. 措置の実施時期
平成26年12月（平成26年4月から遡及適用）

○ 「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成26年法律第105号）」を踏まえた俸給及び手当の概要

○ 官民格差等に基づく給与水準改定

1. 俸給及び手当の引き上げ
 - ①俸給月額 俸給表を平均0.3%引上げ
 - ②ボーナス3.95月分→4.10月分に引上げ
 - ③自動車等使用者に係る通勤手当の引上げ
2. 措置の実施時期
平成26年4月から（遡及適用）

○ 給与制度の総合的見直し

1. 俸給及び諸手当の見直し
 - ①俸給月額 俸給表を平均2%引下げ
 - ②単身赴任手当の引上げ
2. 措置の実施時期
平成27年4月から